

農道水路維持・補修業務委託仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、南国市が施行する農道水路維持・補修業務委託に適用する。

2 この仕様書に規定されていないものについては、高知県が定める建設工事共通仕様書に基づくものとする。

3 設計書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(一般)

第2条 農道水路維持作業の実施にあたっては、安全かつ円滑な交通及び通水を確保するため、道路及び水路を良好な状態に保つよう維持補修しなければならない。

2 受託者は、業務実施に必要な次に掲げる事項について記載した作業計画書(農道水路維持業務委託契約書における施行計画書)を契約締結後速やかに提出しなければならない。ただし監督職員が指示した事項については省略することができる。

- 1)業務概要
- 2)実行程表
- 3)支給材料(4、5 項)
- 4)現場組織表と緊急時の体制(6 項)
- 5)出来高の確認(7 項)
- 6)交通管理(8、9、10 項)
- 7)その他(11 項)

3 監督職員の指示により作業計画書に変更が生じその内容が重要な場合には、その都度変更計画書を提出しなければならない。ただし監督職員が指示した事項については省略することができる。

4 支給材料がある場合には、良好な環境で保管、管理を行うものとし、その方法などについて作業計画書に記載する。

5 常温アスファルト混合物、側溝蓋、オイル処理剤、凍結防止剤等は支給材料を用いることを原則とし、支給材料の引き渡しを受ける場合には、あらかじめ指定された日時及び場所において立会いのうえ、引き渡しを受けるものとする。

6 昼間、夜間ともに突発的な作業が発生した場合の連絡体制及び作業体制を明確にし、監督職員の指示により速やかに作業に取りかけられる体制を取っておかなければならない。

7 除草及び路面清掃等で速やかに出来高の確認を必要とする工種については、確認の方法等について監督職員と協議しなければならない。

8 交通規制を必要とする場合は、その方法及び期間について監督職員と協議し、必要な手続きを行わなければならない。

- 9 作業中はバリケード等の安全施設、看板等を設け、通行車両及び通行人に注意するとともに、必要に応じて監督職員の指示により交通誘導警備員を配置しなければならない。
- 10 作業するうえで、一時的に撤去する防護柵、視線誘導標や、一時的に消滅する区画線等の交通安全施設については、作業完了後速やかに復元しなければならない。
- 11 作業区間内で、崩土や路肩決壊等道路交通に危険を及ぼす恐れがあり、緊急措置等を行う必要があると判断した場合は、応急措置を行い速やかに監督職員に報告しなければならない。

(路面補修、路面清掃)

第3条 路面陥没、段差等の路面補修又は路面清掃は、監督職員の指示により行うものとする。

2 応急補修の施工方法は次のとおりとする。

- (1) 破損部分の周囲の不良部分及び遊離しているものを取り除き、整形した後、ごみ、泥等を丁寧に清掃する。
- (2) 常温アスファルト混合物等を舗設し、タンパ等により十分転圧して供用する。
- 3 通常補修の施工方法は応急補修に準じるものとし、破損部分が大きい場合には、加熱アスファルト混合物にて補修する。
- 4 路面清掃は、路面に堆積した土砂、落葉やごみ等の取り除き及びオイル漏れによる路面の洗浄をいう。

(除草)

第4条 除草は、路肩、視線誘導標等を明確にする範囲について作業を行う。ただし監督職員が指示する場合はその限りではない。

- 2 除草及び伐採は刈り残しのないように行うものとし、除草及び伐採した草木は適正に処理しなければならない。
- 3 作業時期等は作業計画書や監督職員の指示によるものとする。

(水路補修)

第5条 水路の清掃又は補修は、監督職員の指示により行うものとする。

- 2 側溝、枡の清掃において、蓋版は傷つけないように撤去し、通行の障害にならないよう安全な場所に仮置きし、清掃完了後は直ちに段差の無いよう設置しなければならない。
- 3 水路の清掃にあたっては、堆積の状況、固結の状態を十分調査のうえ最適な作業方法をとるものとし、作業中は側壁、底版等を傷つけないよう注意し、既に損傷した箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。

4 水路の小規模な補修又は蓋の交換は、丁寧に作業し、所定の機能を確保するものとする。

（交通安全施設）

第6条 交通安全施設の清掃や補修は、監督職員の指示により行うものとする。

2 ガードレール、ガードフェンス等防護柵の破損したものの取替の場合には、製品及び規格について、監督職員の承諾を得なければならない。

（支障物除去）

第7条 支障物とは、崩土、落石、倒木、落下物等で、交通や防災施設及び水路等の機能に影響を及ぼすものをいう。

2 支障物除去は、監督職員の指示により行うこととするが、自らが発見した場合は、監督職員に連絡し、指示を受けることとする。

3 支障物除去は路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じた施工をしなければならない。

4 崩土及び倒木または落石の恐れ等により、通行車両及び通行人に危険を及ぼすと判断されるときは、監督職員に報告するとともに保安のためバリケード等により柵を設置し、場合によってはその区間を通行止めする等の措置を講じるものとする。

5 監督職員の指示により崩土等支障物の一部を除去する場合は、写真撮影(「公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方」全日本建設技術協会発行により撮影)の後に交通の障害にならないような安全な位置へ支障物を除去し、車両の通行幅を確保した後バリケード等の柵を設置するものとする。

6 ストンガード等防災施設の背後に堆積した土砂を取り除く場合は、構造物及び防災施設等を傷つけないように丁寧に取り除かなければならない。

（除雪及び凍結防止剤散布）

第8条 除雪及び凍結防止剤散布は、積雪、降雪状況確認のためのパトロールも含め、監督職員の指示により行うものとする。

2 凍結防止剤の散布にあたっては、監督職員の指示によるものとする。

（雑工）

第9条 第4条から第8条の経常的維持補修作業以外で、監督職員の指示による作業を総称して雑工とする。